



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 タカラストANDARD株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡 辺 岳 夫  
(コード番号 7981 東証第 1 部)  
問合せ先 総 務 部 長 檉 藤 正 樹  
(TEL 06 - 6962 - 1500)

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 142 回定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更および定款の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に関し、平成 27 年 12 月 17 日に「売買単位の 100 株への移行期限の決定について」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を平成 30 年 10 月 1 日を移行期限として、全て 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この決定を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

##### (2) 株式併合の内容

併合する株式の種類	普通株式
併合の方法・割合	平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の

最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

減少する株式数（減少する株式数は、今後変動する可能性があります。）

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 3 月 31 日現在)	147,874,388 株
株式併合により減少する株式数	73,937,194 株
株式併合後の発行済株式総数	73,937,194 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

### (3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 2 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

### (4) 減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	4,113 名 (100%)	147,874,388 株 (100%)
2 株未満	45 名 (1.1%)	45 株 (0.0%)
2 株以上	4,068 名 (98.9%)	147,874,343 株 (100.0%)

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2 株未満の株式を所有されている株主様 45 名（所有株式数の合計 45 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

### (5) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 28 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成 28 年 10 月 1 日付)
300,000,000 株	150,000,000 株

( 7 ) 株式併合の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 142 回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2 . 単元株式数の変更

( 1 ) 単元株式数の変更の理由

上記「 1 . ( 1 ) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

( 2 ) 単元株式数の変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

( 3 ) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 142 回定時株主総会において、上記「 1 . 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3 . 定款の一部変更

( 1 ) 定款の一部変更の理由

上記「 1 . 株式併合」及び「 2 . 単元株式数の変更」に伴い、行うものです。なお、本定款一部変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

( 2 ) 定款の一部変更の内容

当社の定款は、上記「 1 . 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款抜粋・変更案対照表

( 下線は変更部分を示します )

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式  ( 発行可能株式総数 ) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>3 億株</u> とする。  ( 単元株式数 ) 第 8 条 当社は <u>1,000 株</u> をもって単元株式数とする。	第 2 章 株 式  ( 発行可能株式総数 ) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1 億 5,000 万株</u> とする。  ( 単元株式数 ) 第 8 条 当社は <u>100 株</u> をもって単元株式数とする。

#### 4. 日程

取締役会決議日 平成 28 年 5 月 13 日

定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日

株式併合の効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日

発行可能株式総数変更の効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日

単元株式数変更の効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日

上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

## 【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ & A

### Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

- A . 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、2株を1株に併合いたします。

### Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A . 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

- A . 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一するための取り組みを進めておりますが、平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」において、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を平成30年10月1日を移行期限として、100株への集約を目指すことを公表しております。  
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この決定を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A . 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の2倍となるからです。  
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

**Q 5 受け取る配当金額はどのようになるのでしょうか。**

A . 株主様ご所有の当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績連動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。**

A . 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

（例）

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端株株式
例	1,505株	1個	752株	7個	0.5株
例	1,000株	1個	500株	5個	なし
例	999株	0個	499株	4個	0.5株
例	200株	0個	100株	1個	なし
例	199株	0個	99株	0個	0.5株
例	1株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例、  
、  
、  
のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合（上記の場合）この1株については端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A . 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に

口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。**

A . 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度や買増制度をご利用いただけます。  
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に  
口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A . 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある  
証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿代理人）にお問合せください。

株主名簿管理人      みずほ信託銀行株式会社  
連絡先                〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
                            電話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
                            受付時間 平日9時から17時（土・日・祝日等を除く）

以上